

裁判長  
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	令和4年(受)第819号
決定日	令和4年8月23日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	林 道 晴 宇 賀 克 也 長 嶺 安 政 渡 邊 惠 理 子
当事者等	申 立 人 多 田 雅 史 相 手 方 医 療 法 人 社 団 幹 和 会 同 代 表 者 理 事 長 鬼 武 義 幹 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 吉 野 彩 子 ほか
原判決の表示	名古屋高等裁判所令和3年(ネ)第702号(令和4年1月27日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。 第2 理由 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 令和4年8月23日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 大 澤 武 紀 (印)	